



正規職員・契約職員の皆さん！

副業・兼業

就業規則の一部改訂により
所定の手続きで申請し許可を
得られれば副業が認められる
場合もあります。



どうやったら副業が認められるの？

本業に支障がないこと！

法人の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を損なわないこと！

必ず
申請が
必要です

法定労働時間を超過しないこと！

許可後、定期報告を所定の様式により行って下さい

法人の秘密等を漏洩させないこと！

副業により本業を休職せざるを得ない事態など本業に支障をきたさないこと！

競業により、法人の利益等を害しないこと！

いずれの場合も副業の範囲内であればならない



禁止事項！ 該当する場合には許可を取り消すことがある。

所定の届出による通勤経路以外からの通勤を禁止する。

いかなる場合も兼業については禁止する。(同日勤務の禁止)

いかなる法人の情報漏えいも禁止する。(守秘義務の遵守)

副業等を理由とした本業における業務命令の拒否を禁止する。

合算して法定労働時間を超過する就労を禁止する。(長時間労働の禁止)



福医会では、副業をされたい方は、法人内副業を推進します。

※但し、同法人内での同一業務は残業になります。
例) 看護師の方が副業として所定休日を活用して8時間勤務した場合
※看護師の方：平日(クリニック看護業務)⇒休日(老健看護業務) 残業になります
※看護師の方：平日(クリニック看護業務)⇒休日(特養介護業務) 副業になります

総務-190912



副業をすることで考えられる問題点

- ①本業・副業を併せ長時間労働になり、本業への支障が出る可能性。
- ②当法人の情報が外部に漏洩する危険性。
- ③職員が結果的に長時間労働になり、健康被害が出る危険性。
- ④当法人は有資格者が多数であり、必然的に競業者への副業が多くなると考えられることから、利益相反となる場合等。

ご不明の点は
総務課まで



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288
総務課 矢野・小宮・岩田